

2026年3月2日

団体扱自動車保険2026年4月1日以降の最大割引率のご案内

団体扱自動車保険の2026年4月1日以降の損害保険会社各社の最大割引率につきましては、チラシの通りとなりますのでご案内いたします。

お問合せ、ご加入の申込などにつきましては当社保険部（電話 03-6657-3011 平日9:00~17:35/土日祝日定休）又は職場に訪問する当社営業担当社員までお願いいたします。

# 自動車 保険

# 22%～ 21% OFF

今なら最大約

割引率は、引受保険会社により異なります。

三井住友海上火災保険	約 22%
損害保険ジャパン	約 22%
あいおいニッセイ同和損害保険	約 22%
東京海上日動火災保険	約 21%

過去最大割引率継続中!

お見積り依頼は  
 とっても簡単!!

※京成グループの団体扱割引18%(東京海上日動火災保険の場合17%)と団体扱一時払の5%割引を  
 連算して算出しております。  
 団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割引が適用されるため、保険料一時払でご希望される方  
 には一般契約と比べて約22%(東京海上日動火災保険の場合約21%)割引適用となります。

1 車検証 2 ご加入の保険証券  
 コピー(表裏両面)

以上2点をご用意のうえ  
 お電話または下記二次元コードより  
 お問い合わせください。



バイク保険も承っております! ▶▶▶

京成グループ 団体扱自動車保険はお得がいっぱい!



特典  
 1

退職後も適用!

京成グループをご退職後も団体扱割引が適用されます。(保険料は口座振替と  
 なります。)

※ただし、京成グループ退職者であることを確認できる資料が必要となる場合があります。

特典  
 2

ご家族もOK!

同居のご家族や別居の扶養家族にも同じ団体扱割引が適用されます。

(注)団体扱自動車保険をご契約頂くには、ご契約者が京成グループ社員の方、またはグルー  
 プ会社元社員の方、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者  
 は契約者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居のご親族(別居の扶養親  
 族を含みます。)のいずれかであることが条件となります。

特典  
 3

ノンフリート等級を継承!

他の保険会社、JA共済、こくみん共済などの共済からの切替でも、ノンフ  
 リート等級を継承できます。

(一部の共済を除きます。)さらに、団体扱割引も適用になります。

取扱代理店

## 京成保険コンサルティング

TEL 03-6657-3011

ホームページお問い合わせフォームはこちら▶



引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)・損害  
 保険ジャパン(株)・あいおいニッセイ同和損害保  
 険(株)・東京海上日動火災保険(株)

※お勤め先により給与天引きできる保険会社が異  
 なります。

# 事故をなくして 割引率を アップ!



## 自動車保険団体扱割引とは?

自動車保険の団体扱割引は、「契約台数」と「損害率※1」によって決定され、毎年見直しされます。**団体扱割引率はご契約者みなさまが事故を減らすことによりUP**できます。

※1 損害率は、京成グループ全体の頂いた保険料に対するお支払い保険金の割合  
(=発生保険金/全体保険料)

引受ガイドライン		モラルリスク回避の観点より、また、安全運転への注意喚起として、以下のような引受ガイドラインを策定しております。
内容	補足	引受ガイドライン
モラルリスク (交通モラル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒運転・暴走行為(※1)・違法改造車(※2)などによる事故あり契約</li> <li>事実を偽った保険契約</li> <li>事実を偽った不正な保険金請求</li> </ul>	〈等級に関わらず〉 翌年度からはご契約をお引受けできない場合があります。 尚、不正請求については、契約が解除される場合があります。
同一保険期間内 事故3回(※3)		〈等級に関わらず〉 過去の事故の発生状況によっては、ご契約条件についてお客様のご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。ただし、軽微で過失の小さな事故については、以下の通り「事故内容に応じた条件引き下げ」とさせていただきます場合があります。 例として、 ・車両自損事故発生→車両危険限定補償特約への切替え、車両免責金額の設定または免責金額の引き上げ ・相手あり車両事故発生→車両保険削除、車両危険限定補償特約への切替え、車両免責金額の設定または免責金額の引き上げ ・対物事故発生→対物免責金額の設定または免責金額の引き上げ
2年連続で 「下記①②に該当」		〈等級に関わらず〉 「事故内容に応じた契約条件の引き下げ」とさせていただきます場合があります。 例として、 ・車両自損事故発生→車両保険削除または車両危険限定補償特約への切替え、車両免責金額の設定または免金額の引き上げ ・相手あり車両事故発生→車両保険削除、車両免責金額の設定または免責金額の引き上げ ・対物事故発生→対物免責金額の設定または免責金額の引き上げ
①同一保険期間内 事故2回		〈更改時デメリット等級ならびに新規デメリット等級(1-5等級)の方〉 「事故内容に応じた条件引き下げ」とさせていただきます場合があります。 例として、 ・車両事故発生→車両免責金額の設定(免責5-10万円以上)または免責金額の引き上げ ・対物事故発生→対物免責金額の設定または免責金額の引き上げ
②その他割引維持の 観点から右記に 該当する事故	複数回盗難等 上記に類さない事故多発契約など	・車両事故発生→車両免責金額の設定(免責5-10万円以上)または免責金額の引き上げ ・対物事故発生→対物免責金額の設定または免責金額の引き上げ また、1等級契約のお客様が本年度事故をおこした場合、翌年度からのお引き受けができないことがありますのであらかじめご了承ください。

- (※1) 暴走行為 : ●制限速度を30km/h以上超過するなど道交法22条他に抵触する行為  
●2台以上の車を連ねて道路上で危険運転を行うなど道交法68条共同危険行為等に抵触する行為等をいいます。
- (※2) 違法改造車 : 車検を通らない車両(道路運送車両法上の保安基準に適合しない車両)
- (※3) 長期契約の場合は1年単位とします。

◆このチラシは自動車保険の団体扱契約の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは『ご契約のしおり(約款)』をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点等がある場合は取扱代理店までお問い合わせください。◆「団体扱割引」の名称や特約の名称は引受保険会社によって異なります。◆京成グループの団体扱割引は2026年4月1日から2027年3月31日までの保険始期契約に適用されます。(割引率は団体の損害率等により毎年見直しをされます。)  
◆団体扱自動車保険をご契約頂くには、ご契約者が京成グループ社員の方、またはグループ会社元社員の方、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は契約者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居のご親族(別居の扶養親族を含みます。)のいずれかであることが条件となります。

25TX-005800  
2026年2月作成

自動車保険のご相談は **京成保険コンサルティング**におまかせください。